

議案第 37 号

北本市職員の給与に関する条例の一部改正について

北本市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 21 年 5 月 19 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の給与に関する条例（昭和 28 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 17 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条の 5 第 2 項の規定の適用については、第 17 条の 2 第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、同条第 3 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、第 17 条の 5 第 2 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。